

## 清田第四町内会自主防災規程

[平成8年5月11日制定]

(名称)

第1条 この会は、清田第四町内会防災会(以下「本会」という。)と称する。

(本部の所在地)

第2条 本会の本部は、清田中央会館におく。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による災害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対応対策に関すること。
- (4) 自主防災活動に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、清田第四町内会にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1人(町内会長をもって充てる。)
- (2) 副会長 3人(町内会副会長をもって充てる。)
- (3) 防災リーダー 1人(町内会防犯防災部長をもって充てる。)
- (4) 幹事 若干人(町内会各部長をもって充てる。)

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を行う。
- 4 防災リーダーは、自主防災活動に関して総括的仕事を行う。
- 5 幹事は、会長の指揮を受け防災の業務を行うほか、会務の運営にあたる。

(会議)

第8条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(防災計画)

第9条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担〔別表第1及び第2〕に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関する事。
- (5) その他必要な事項

附 則

この規程は、平成8年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年11月1日から施行する。

[別表第1]

## 自主防災組織図

### 救出救護班

班長 環境衛生部長  
委員 環境衛生副部長  
各班長

### 情報連絡班

班長 会計部長  
委員 会計副部長  
総務副部長  
福祉厚生部長  
各班長

### 消火班

班長 体育部長  
委員 体育副部長  
各班長

### 本部

副 本 部 長

副 会 長

### 避 難 場 所

1～6班 清田中央公園  
7～12班 清田西公園

### 避 難 誘 導 班

班 長 交通安全部長  
委 員 交通安全副部長  
青少年育成部長  
青少年育成副部長  
各班長

### 給 食 給 水 班

班 長 女性部長  
委 員 女性部副部長  
各班長

総 括 部 長

総 務 部 長

防 災 リ ー ダ ー

防 災 防 犯 部 長

本 部 長

会 長

[別表第2]

## 各班の任務分担

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <b>本 部</b> </div> [各種情報の集約]	
災 害 時 の 活 動	平 常 時 の 活 動
<ul style="list-style-type: none"> <li>○活動班の活動状況を把握し、連絡調整を行う。</li> <li>○区役所、消防署からの伝達事項を地区住民に知らせる。</li> <li>○災害情報などを区役所、消防署に連絡する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区役所、消防署などとの連絡調整を行う。</li> <li>○訓練や防災研修会などの行事を計画し、各班とともに実施する。</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <b>情報連絡班</b> </div> [情報の収集、伝達、安否確認]	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災関係機関や本部からの指示を、正確・迅速に伝える。</li> <li>○地域内の被害状況、非難状況などを収集し、本部などに連絡する。</li> <li>○地域住民の安否を確認する。</li> <li>○パニック防止のため、テレビ、ラジオ、防災関係機関などで正確な情報を確認するとともに、デマやうわさ話に動揺しないよう呼びかける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パンフレットの作成配布などにより、防災知識の普及啓発を図る。</li> <li>○町内の危険箇所〔がけ地など〕や避難先を把握する。</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <b>消 火 班</b> </div> [初期消火]	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○火災を防ぐため、速やかに各家庭へ火の始末などを呼びかける。</li> <li>○火災が発生した場合は、大声で付近住民に応援を求めるとともに、消火器やバケツリレーなどにより初期消火を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭内の安全点検〔火気の使用、家具の固定など〕の指導を行う。</li> <li>○消火栓や防火水槽の場所を把握し、状況を確認しておく。</li> </ul>

**救出救護班**

〔救出、応急手当〕

災 害 時 の 活 動	平 常 時 の 活 動
<ul style="list-style-type: none"><li>○倒壊建物の下敷きになった人などを、資機材を活用して助け出す。</li><li>○けが人の応急手当を行い、病院や応急救護所に連れて行く。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○防災資機材の点検や整備を行う。</li><li>○救命講習などを受講しておく。</li></ul>

**避難誘導班**

〔住民の避難、誘導〕

<ul style="list-style-type: none"><li>○火の勢いや風向きなどから判断し、危険と思われる場合は安全な場所に避難誘導する。</li><li>○逃げ遅れた人がいないかどうか確認する。</li><li>○高齢者などを介護し、避難誘導する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○避難場所を周知する。</li><li>○ひとり暮らしの高齢者など、介護が必要な人を把握しておく。</li></ul>
--	---

**給食給水班**

〔救援物資の配布〕

<ul style="list-style-type: none"><li>○使用可能な水道の調査や各家庭に食料の提供の呼びかけを行い、炊き出しや給水を行う。</li><li>○救援物資の配布に協力する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○各家庭での水や食料の備蓄を指導する。</li><li>○給水場所〔井戸など〕を把握しておく。</li></ul>
--	---